AW Webinar 実務シリーズ #3
日本企業×アジア
クロスボーダーDXの実務

2020年8月19日

© AsiaWise

2. DXを推進するために法務・知財部門は何をする必要があるのか

© AsiaWise

(1) ここでいうDXとは？

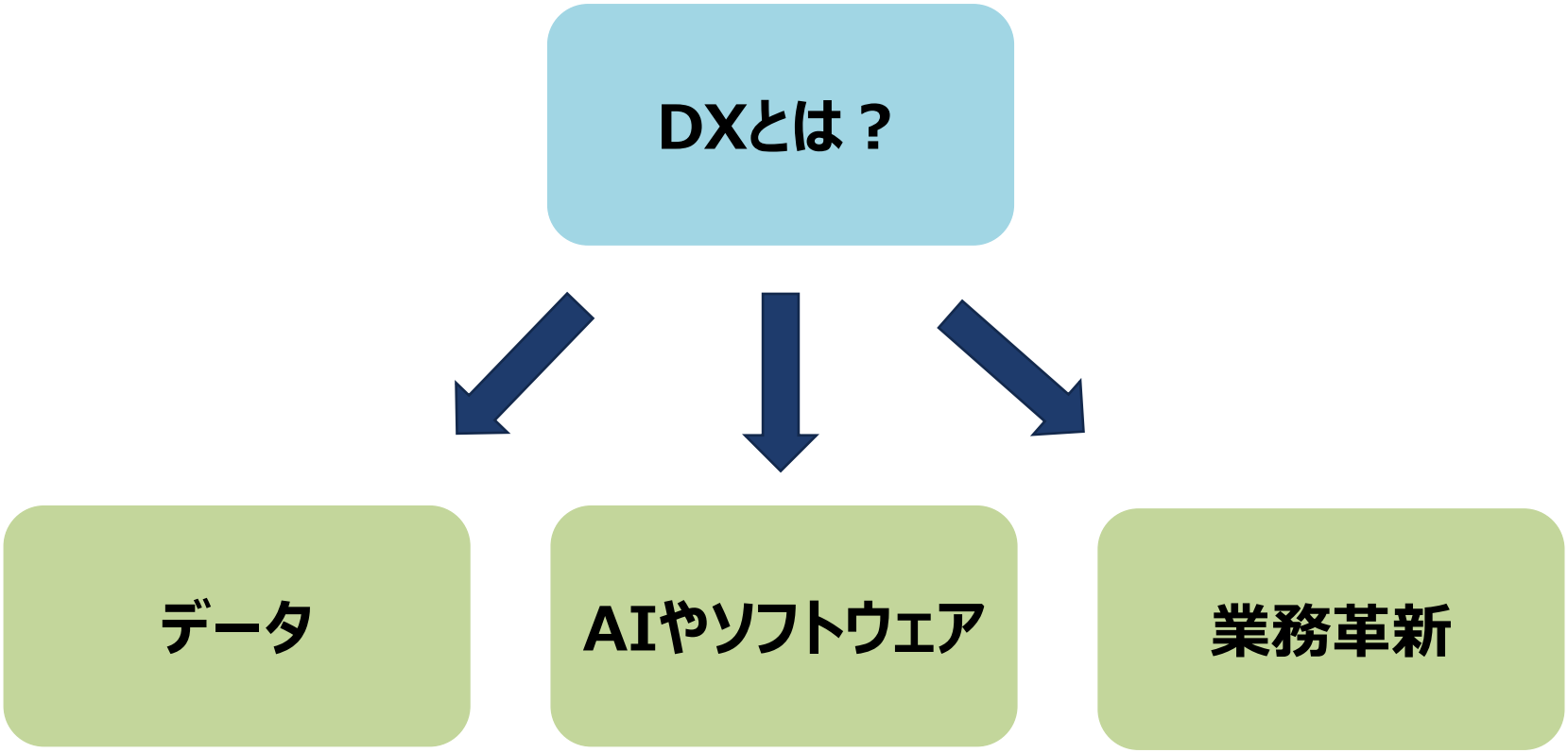

- データを見える化
- AIやソフトウエアを活用して分析・利活用の自動化
- 業務革新：企業内の業務改革(内向き)／新しいビジネスの創出(外向き)

© AsiaWise

(2) 旧来の事業とDX事業の違い

DXには段階があり、まずはデータを見える化するだけでも、DX化の一歩である。
しかし、突き詰めれば、

- 旧来の事業で人間が行っていたことをDX事業では機械が行う
- ハードウェアはデータを取得して前処理する手足に過ぎない
- データをリアルタイム処理して指示を出すクラウド上のAIが頭脳となる

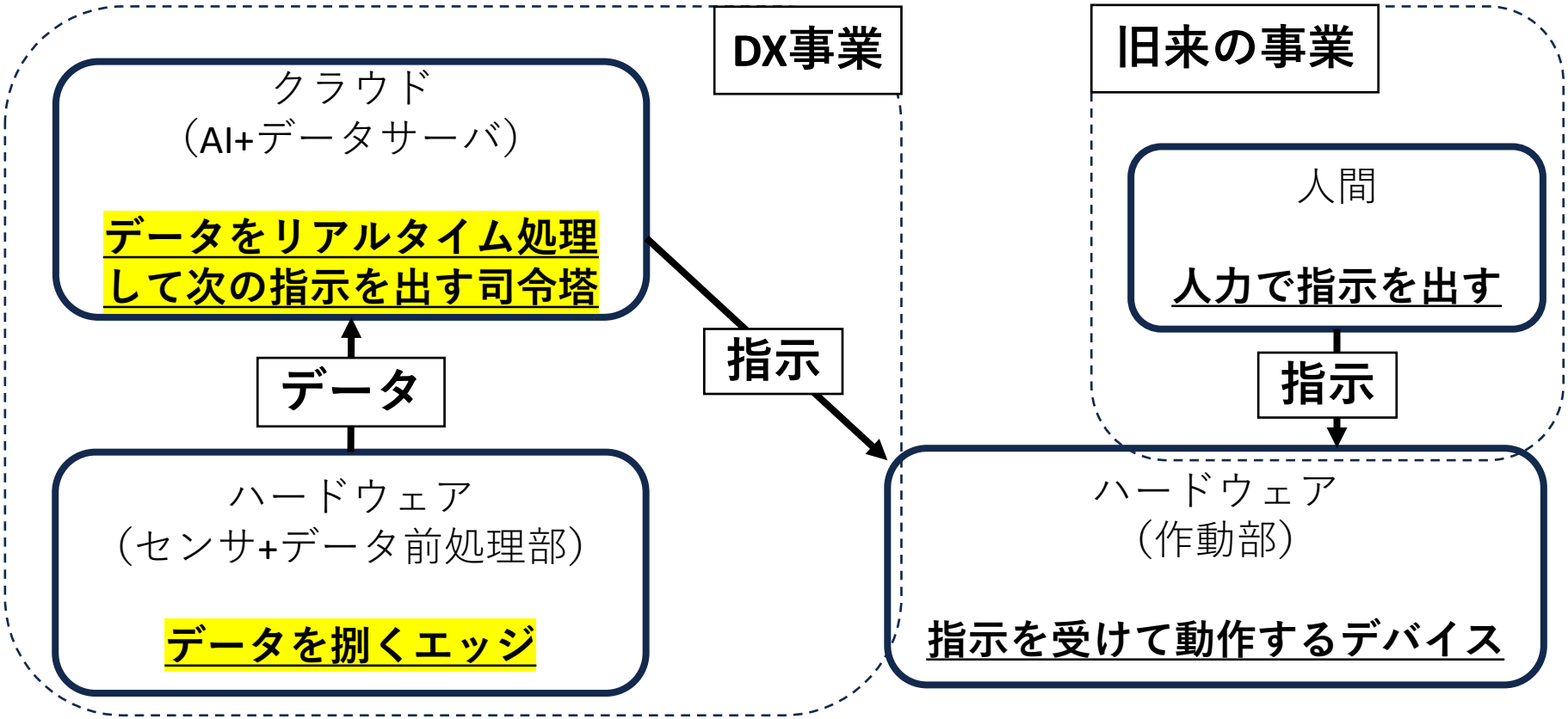

© AsiaWise

(3) DX事業において新たに考えなければならないこと

- 旧来の事業と大きく異なるのは「**データ**」と「**AI**」
- どんな「データ」を取得し、どのように利活用していくか
- 「AI」をどのように開発、運用、権利化することができるか

（一例）

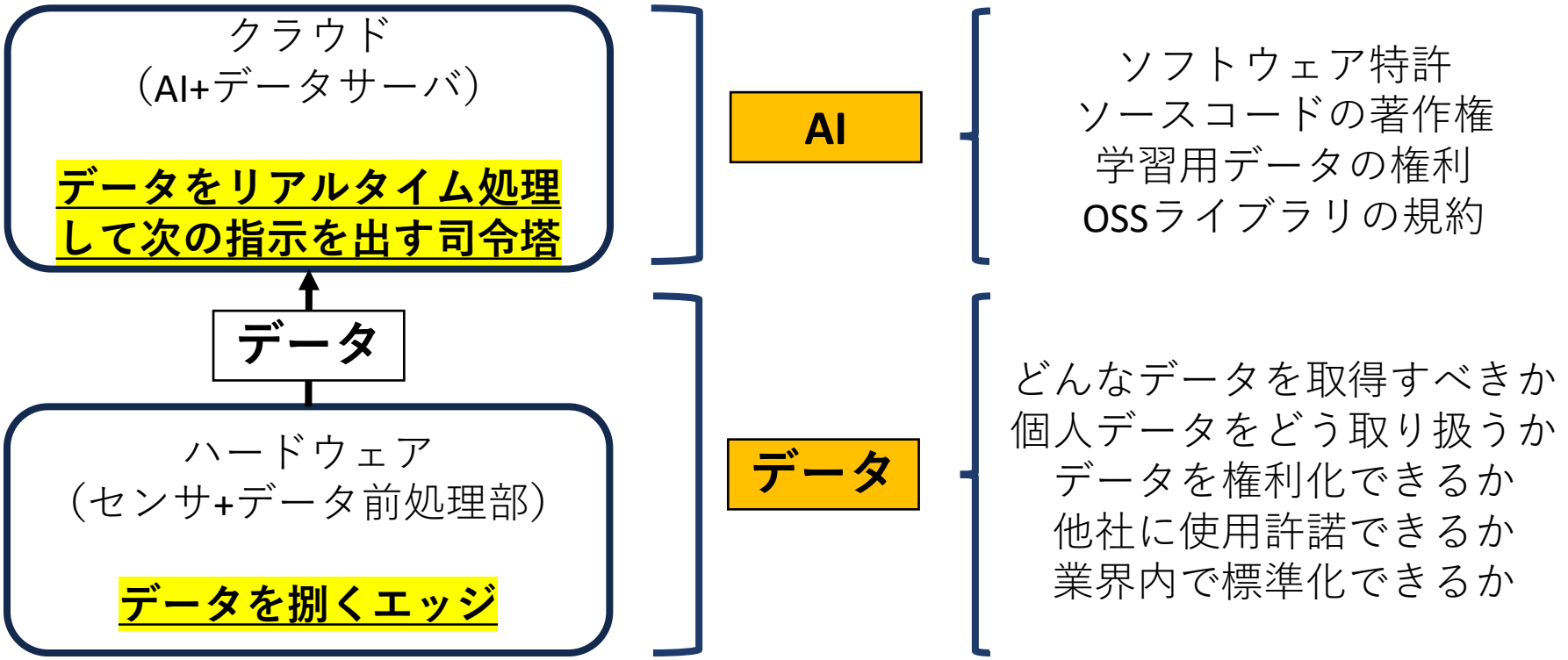

© AsiaWise

(4) DX事業における法務部・知財部の役割

- DX事業を円滑に進める上でAI・データの課題への対処は不可欠
- 法務部は権利保護、リスク分析の専門家としてのサポートが可能
- 知財部は無形資産分析の専門家として資産管理面のサポートが可能

DX事業では事業部と法務部と知財部が「データ」と「AI」をどのように扱うかが重要となる

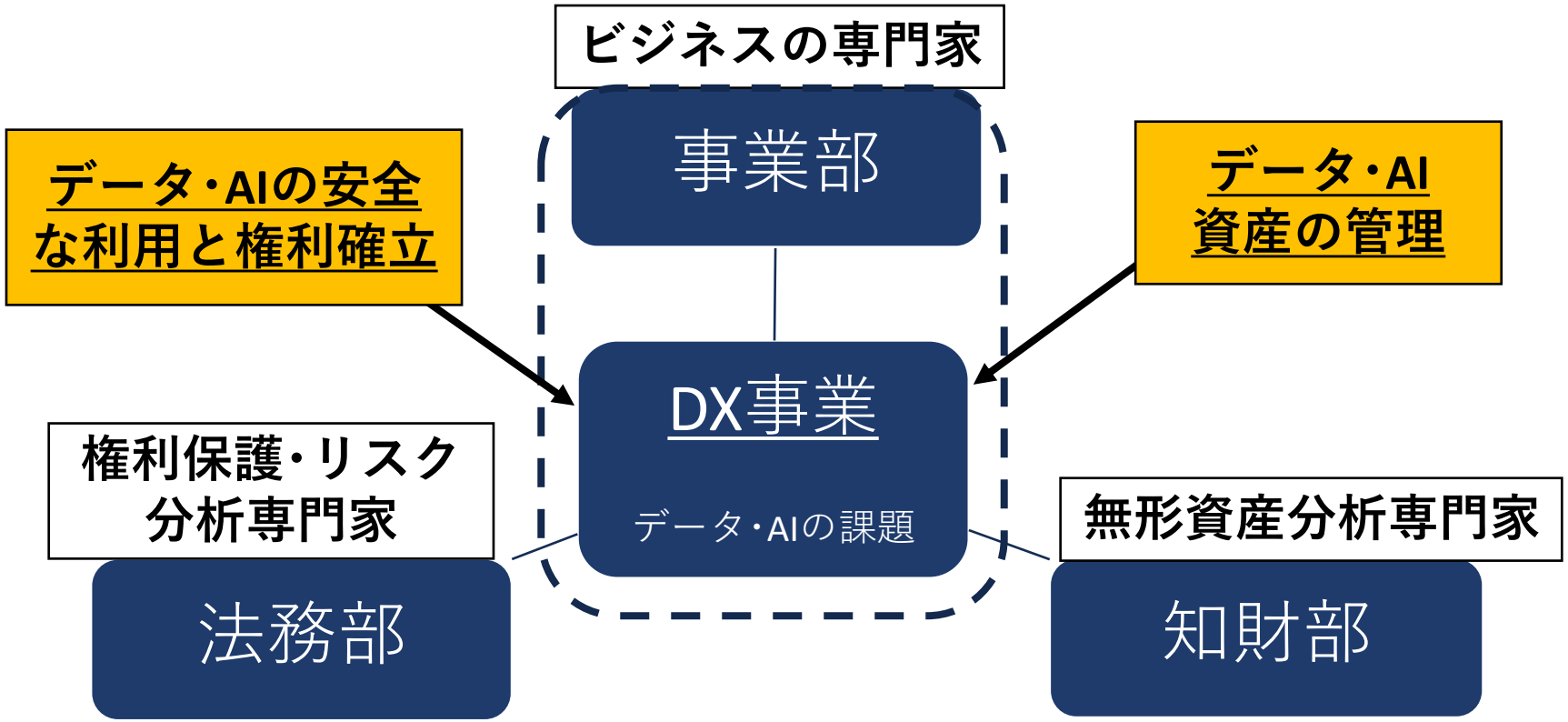

© AsiaWise

DX事業のデータの側面で法務部・知財部ができること

- DX事業ではデータに関する様々な問題（リスク／資産）が生じる
- これらは性質上、法務部・知財部いずれか単独では対応が困難
- DX事業の初期段階から法務部・知財部の共同サポート体制が必須

DX事業は法務部と知財部が協力してサポートしていく必要がある

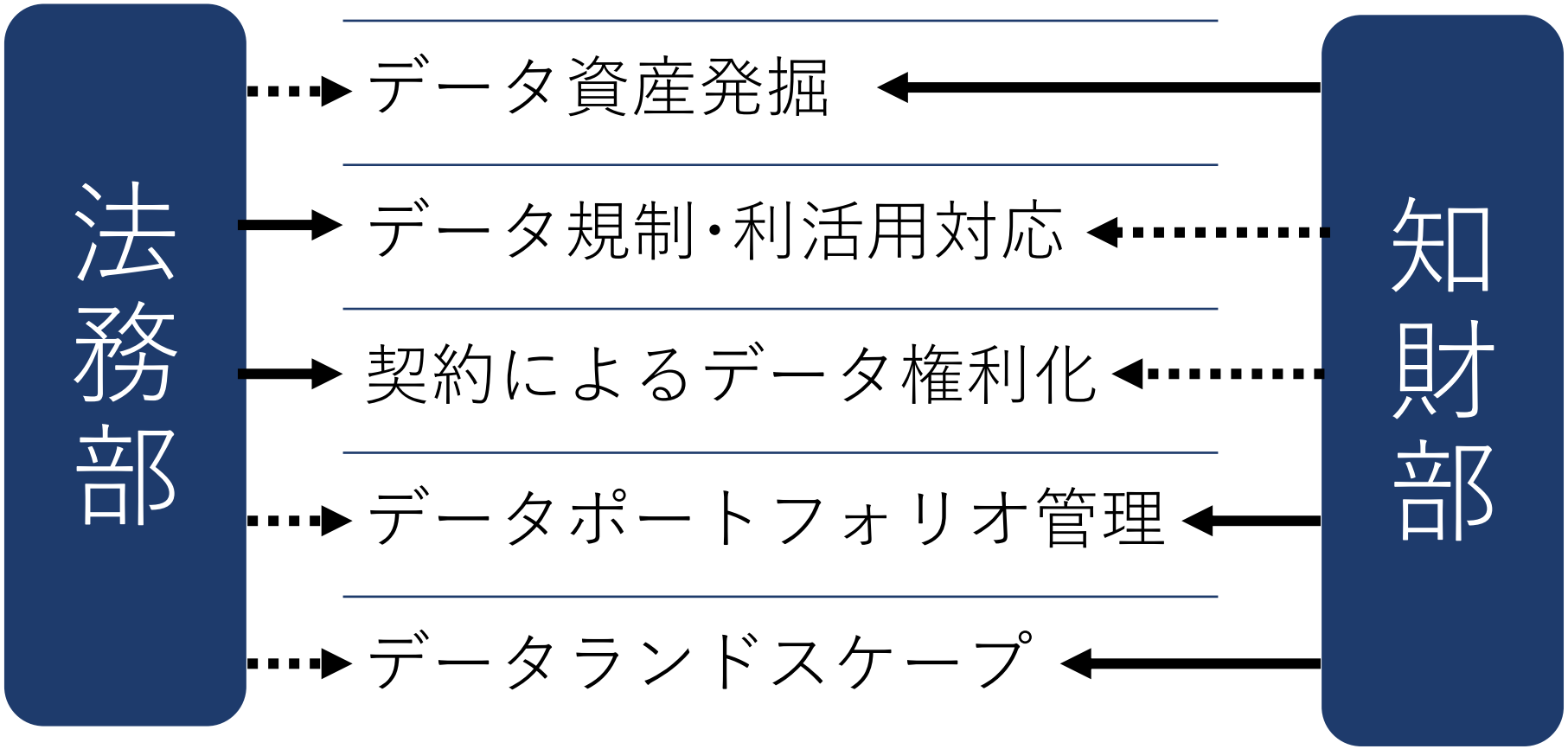

© AsiaWise

(5) データ法務－規制対応と安心・安全な利活用

外国法の適用関係

個人データ

- 域外適用の有無
- 間接適用の有無

Data Localizationと越境移転規制

個人データ

非個人データ

- データの保管場所の制限
- 越境移転の可否

武器としての個人データ保護

個人データ

非個人データ

- 個人データ保護への適切な配慮なくしてDXビジネスを展開できない
- give and takeの発想

ルール×テクノロジー×監督

個人データ

非個人データ

- テクノロジーの活用
- 監督体制

© AsiaWise

(5) データ法務－権利確保

データに対する所有権？

- データは、アクセスできる人は基本的に自由に使える

知的財産権法による保護？

- 著作権？特許権？

日本だと不正競争防止法で保護の余地はある

- 「営業秘密」と「限定提供データ」

結局契約による権利創設と保護が一番近道

- 契約実務の未確立

© AsiaWise

(6) DX事業のデータの側面で知財部ができること

- 特許は特許法により特許権とし、データは契約によりデータ権とする
- 特許権に対する知財部のこれまでの知見がデータ権に応用可能
- DX事業の初期段階から法務部・知財部の共同サポート体制が必須

知財部がDX事業のデータ側面をサポートする際、特許権の知見を生かせる

© AsiaWise

(6) DX事業のデータの側面で知財部ができること

- 技術者のアイデアの中に特許になりそうなものを見つける発明発掘
- 事業部の考えたビジネスに関連して資産になりそうなデータを見出すデータ資産発掘に、発明発掘の知見が利用できるのではないか
- DX事業の初期段階から取得するデータに関して知財部の知見が有効

発明発掘の知見を活かして、DX事業の初期段階からデータ資産発掘

発明発掘	データ資産発掘
技術者のアイデアをヒアリング	事業部のプランをヒアリング
特許になりそうな発明を特定して詳細にヒアリング	価値あるデータを特定し、**DX事業で取得するようにする**
特許明細書を用意し、特許出願	契約によりデータ権として、他社への使用許諾を検討

初期段階からのコミットが必須

© AsiaWise

(7) DX事業のデータの側面で知財部ができること

- データもデータ権のように範囲が明確になると、特許権のようにポートフォリオ管理が可能になる。
- 重要度により分類し、どのようにリソースを割り振るか決める。データの価値は大きく変動するので、重要度の頻繁な見直しが必要

データ権についてデータポートフォリオ管理により、リソース配分の最適化が可能

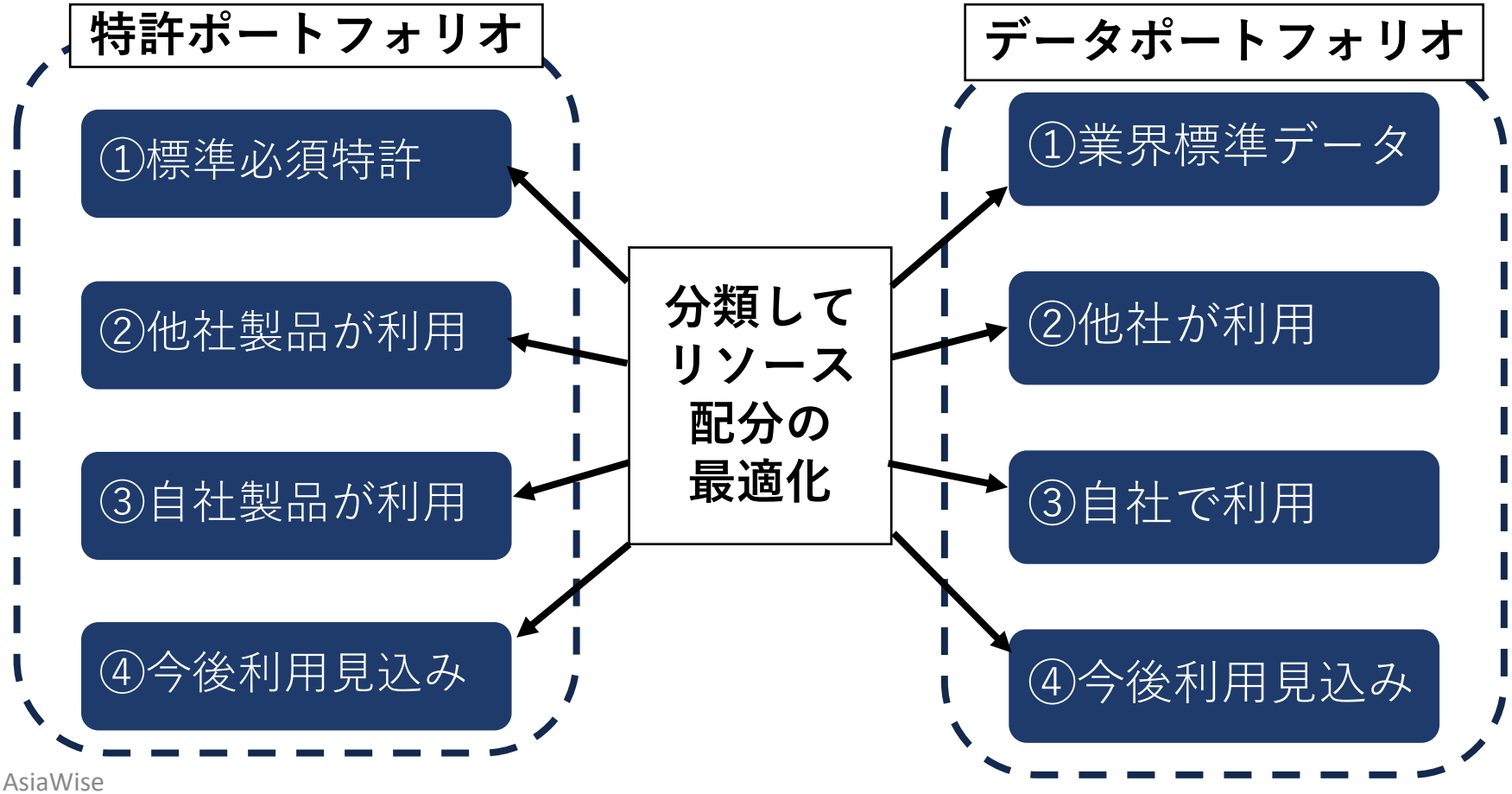

© AsiaWise

(7) DX事業のデータの側面で知財部ができること

- 知的財産（特に特許）を地形図のようにマッピングして、研究が盛んな分野とそれほど盛んでない分野を可視化する手法が知られている
- 自社の特許、特定の業界の特許、競合の特許で行われるが、保有データについて行うことも可能と考えられる

保有データの可視化により、見落としていたデータや新たなデータの組み合わせを発見

IPランドスケープ

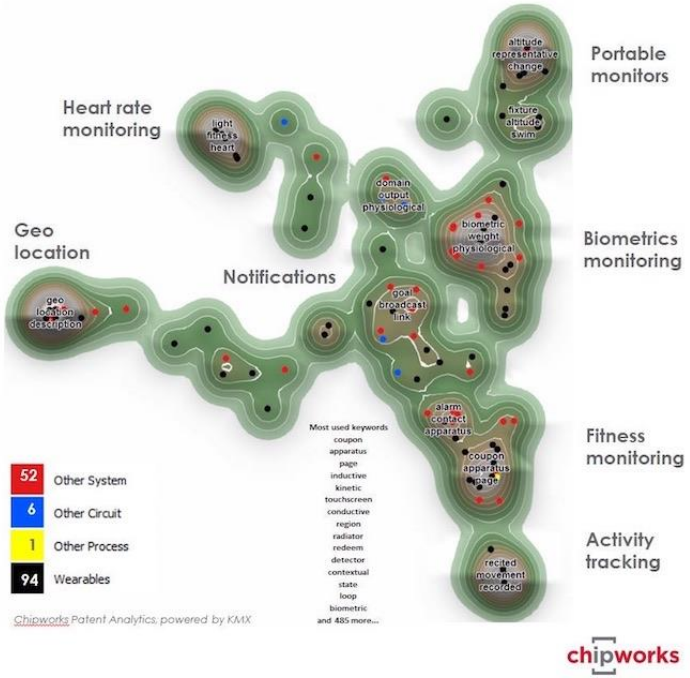

データランドスケープ

保有データの可視化

見落としていたデータの発見

組み合わせ可能なデータの発見

https://www.ipwatchdog.com/2016/08/24/iot-ip-landscape-fitness-wearables/id=72137/

© AsiaWise

(8) AI (参考)

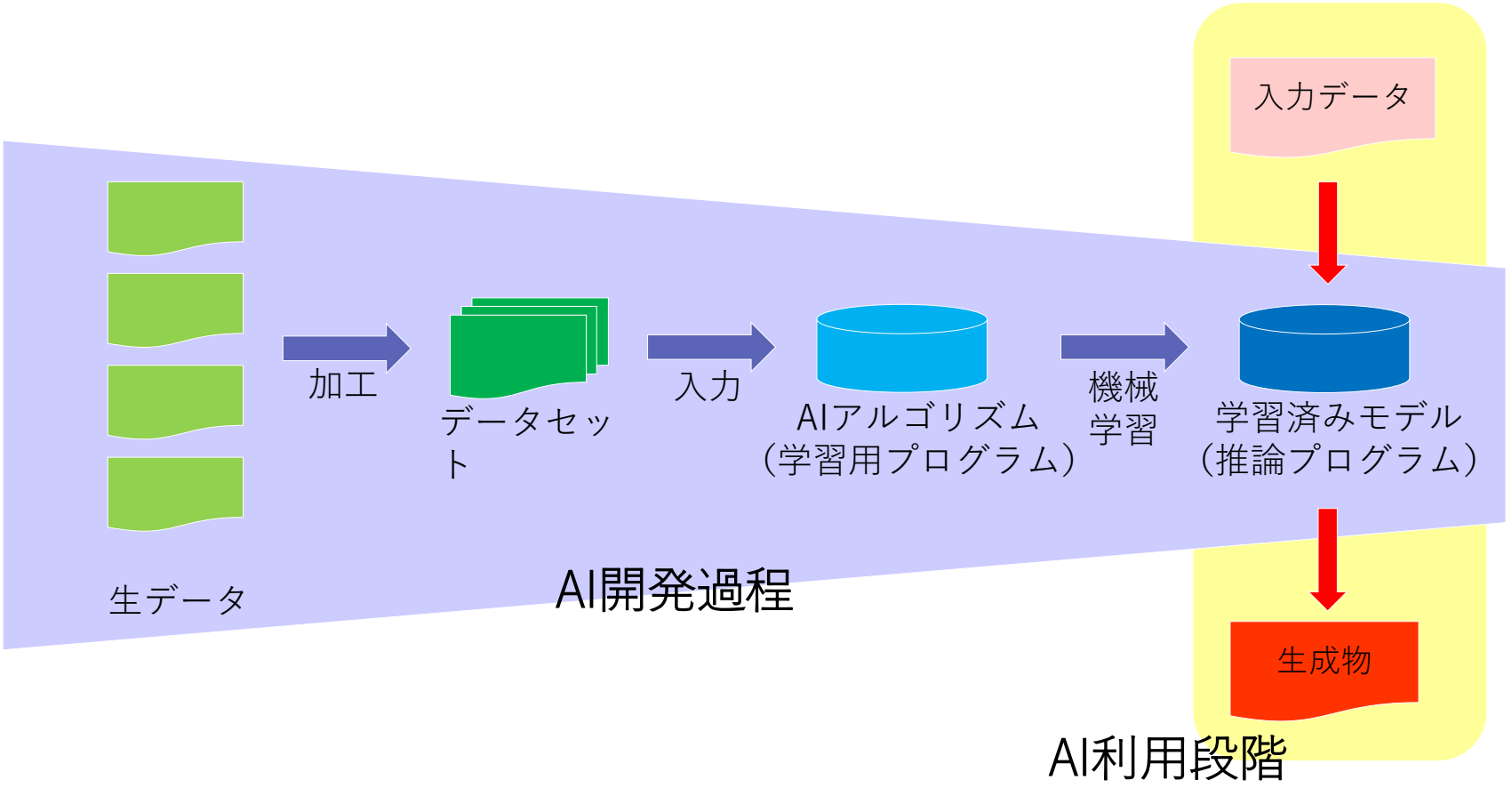

© AsiaWise

(8) AI (参考)

◆ AI利活用と新しい法律問題の生起

➢ **AIの問題点を踏まえた体制構築**

プロファイリングの諸問題

- 差別、プライバシー、反論機会の剥奪、意思決定過程への介入？
- 透明性や説明責任など基本的な思想が改めて重要

AIの法的責任

- 現行法の責任要件のAIへの適用検討
- 現行法を当てはめると不都合な結果を招く場合のRule making

AIと競争法

- デジタル・カルテル
- データと競争法の問題も生じる

© AsiaWise

(8) AI（参考）

- AIはソフトウェアであるので、ソフトウェア特許の知見が生かせる
- 学習に使用される教師データとAIとの組み合わせが重要となる
- 日本では丁寧な事例集が用意されているが、国毎に事情は異なる

特許庁発行：AI関連技術に関する特許審査事例について

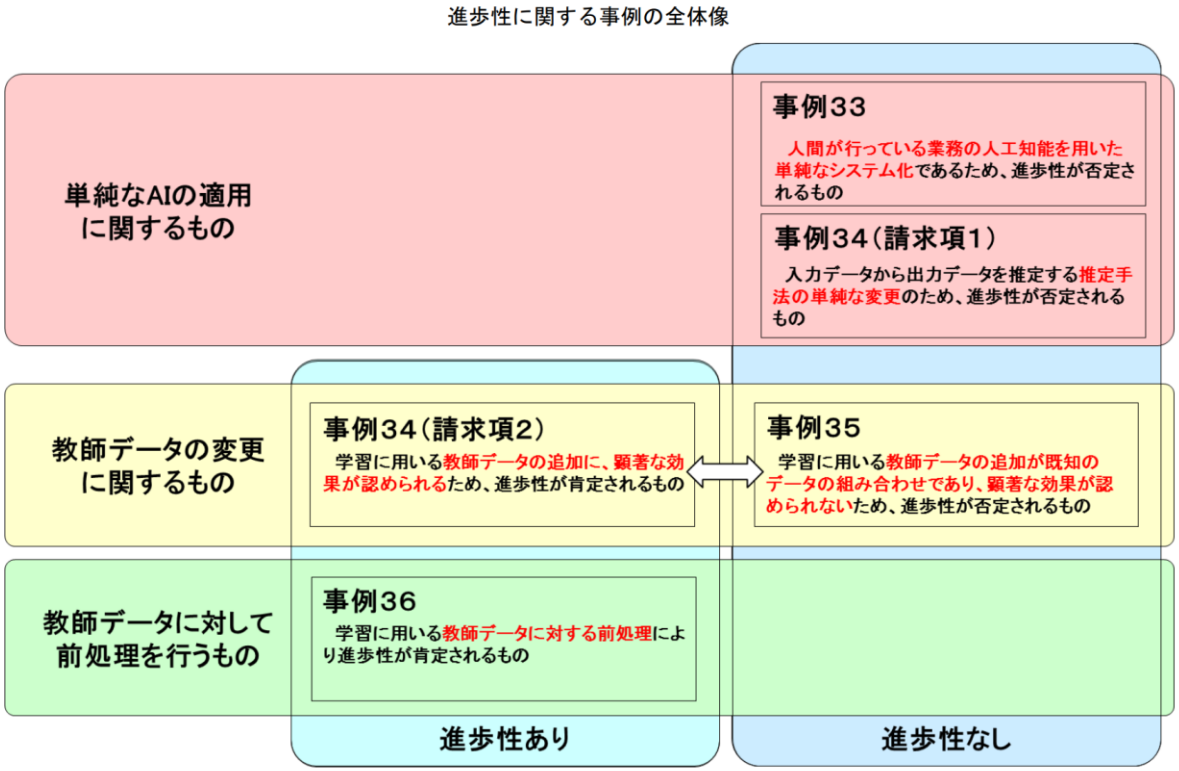

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

© AsiaWise

AsiaWise Groupのご紹介

AsiaWise GroupはCross-Border Professional Firm from Asiaをコンセプトとして設立されました。設立以来、アジアのクロスボーダー案件にフォーカスし、高品質なリーガル・IPサービスを提供しています。

AsiaWiseのチームメンバーは多様なバックグラウンドをもったプロフェッショナル集団です。AsiaWise Groupは、法的な側面から、アジアの経済、国（Nation States）、人々のつながり（相互理解・尊重）の実現に貢献します。

- Services -

General Corporate / M&A
契約法務 / M&A

日本企業の現地進出、M&A/JV案件を支援します。インド、ASEAN地域をはじめとするアジア現地企業との取引から生じる契約についてアドバイス可能です。

Risk Management
不正等のリスクマネジメント

現地でトラブルに見舞われた日系企業の「駆け込み寺」、「守護神」として、日系企業のアジアビジネスの展開を下支えします。

Intellectual Property (IP)
知的財産権

アジアでは、日系企業がIPを登録、執行する場面が増えています。AsiaWiseは、現地に根差したIP保護サービスの提供が可能です。

© AsiaWise

日本人プロフェッショナル10名（日本法弁護士8名）
インド人＋中国人プロフェッショナル含め20名強

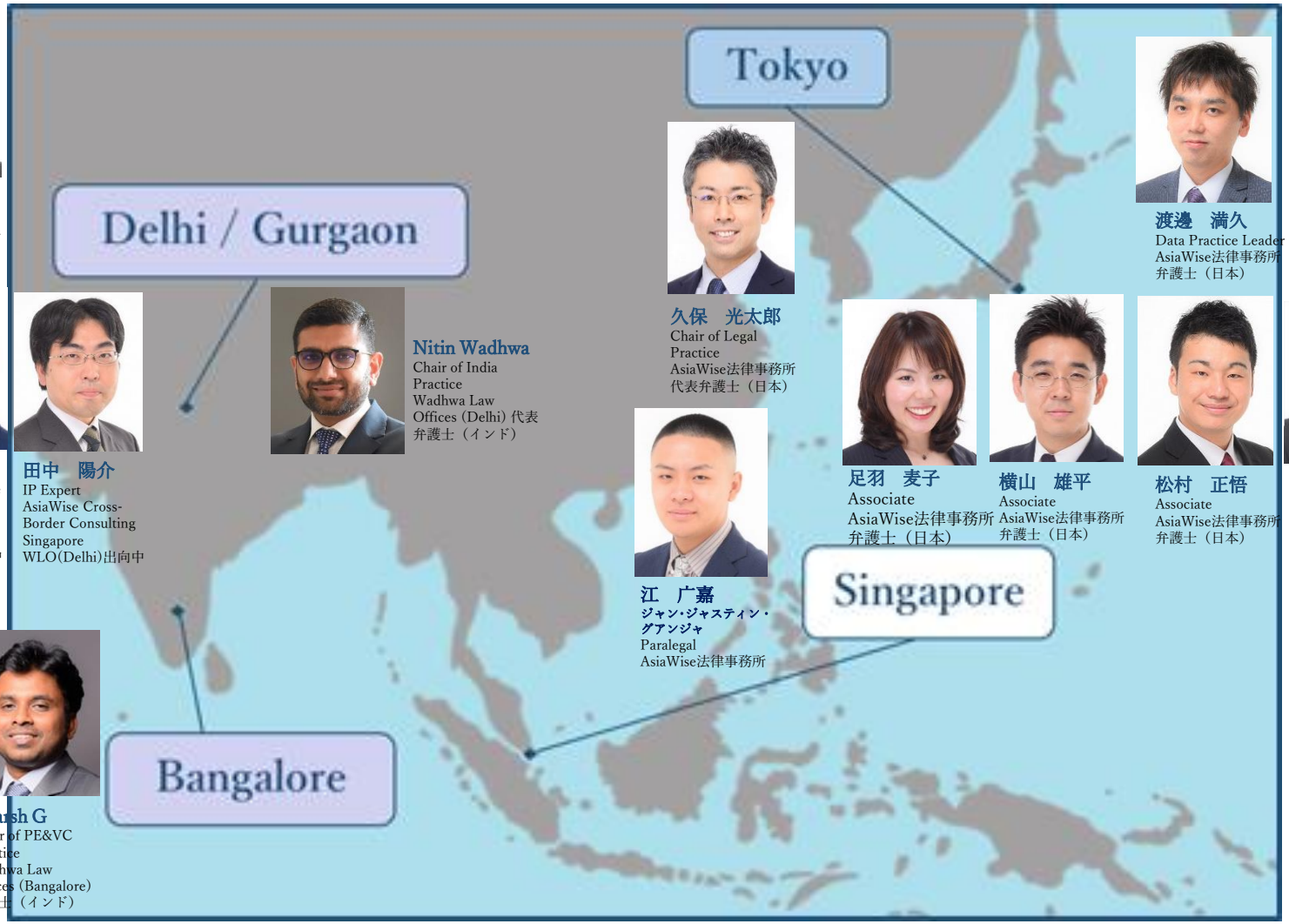

佐藤　賢紀
Associate
AsiaWise法律事務所
WLO(Delhi)出向中
弁護士（日本）

奥　啓徳
Chair of IP Practice
AsiaWise Cross-Border Consulting Singapore 代表
WLO(Delhi)出向中

田中　陽介
IP Expert
AsiaWise Cross-Border Consulting Singapore
WLO(Delhi)出向中

Nitin Wadhwa
Chair of India Practice
Wadhwa Law Offices (Delhi) 代表
弁護士（インド）

Adarsh G
Chair of PE&VC Practice
Wadhwa Law Offices (Bangalore)
弁護士（インド）

久保　光太郎
Chair of Legal Practice
AsiaWise法律事務所
代表弁護士（日本）

江　広嘉
ジャン・ジャスティン・グアンジャ
Paralegal
AsiaWise法律事務所

足羽　麦子
Associate
AsiaWise法律事務所
弁護士（日本）

横山　雄平
Associate
AsiaWise法律事務所
弁護士（日本）

渡邊　満久
Data Practice Leader
AsiaWise法律事務所
弁護士（日本）

松村　正悟
Associate
AsiaWise法律事務所
弁護士（日本）

古賀　遼
Associate
AsiaWise法律事務所
弁護士（日本）

© AsiaWise

AsiaWiseによるDX化支援

従来型のLegal / IP Checkは、事業内容が固まった段階、サービス提供直前の段階に事業部→法務部知財部（あるいは専門家）が確認する。

- **しかし、DXにおいては、事業部が想定していない質問も含めて、プロジェクト初期段階から、法務と知財の専門家が初期段階から検討事項を助言し、ビジネス設計にデータ利活用を組み入れることが重要**

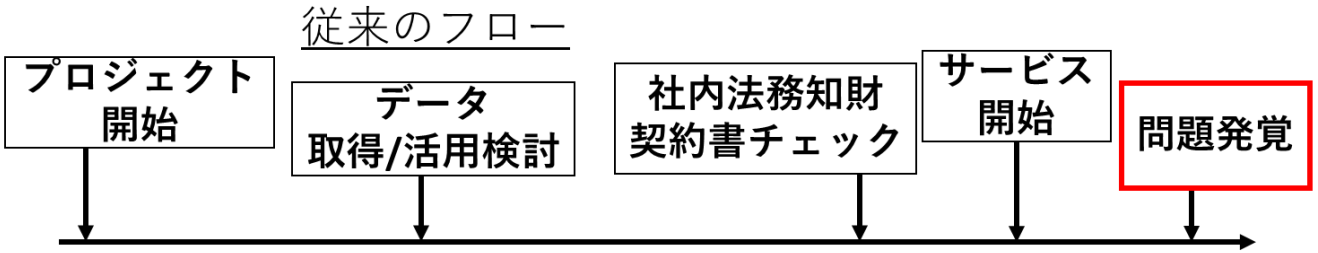

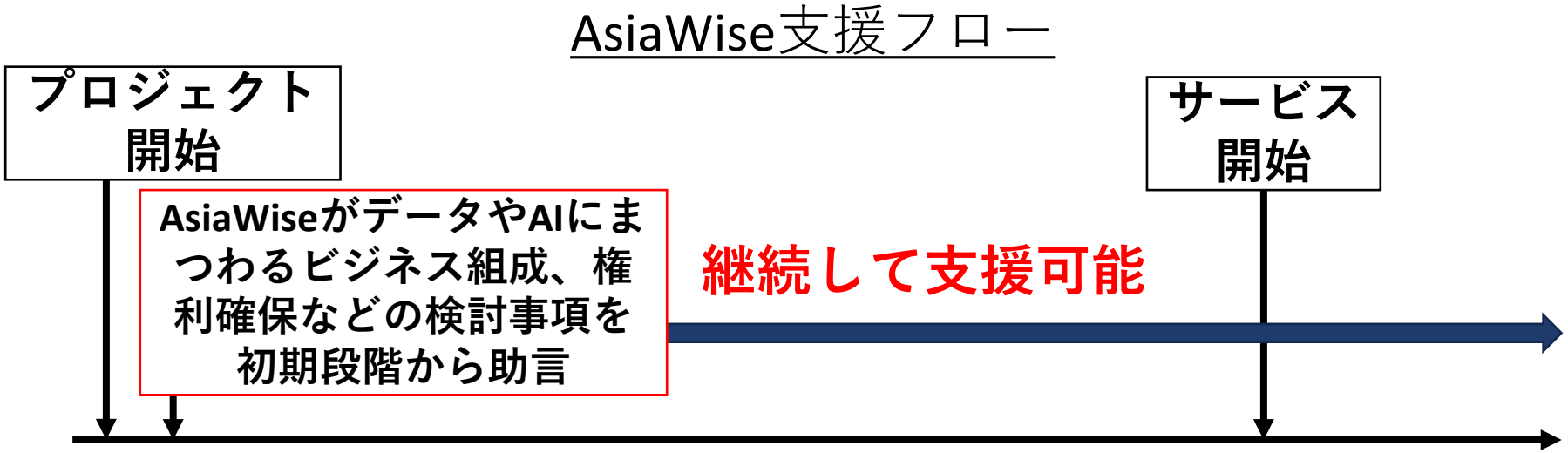

© AsiaWise

AsiaWise DXプラクティスチームのご紹介

久保 光太郎
（くぼ こうたろう）
AsiaWise法律事務所代表、AsiaWise Group共同創業者、日本法弁護士

米国、インド、シンガポールにおける9年に及ぶ駐在経験をもとに、インド、東南アジア等のクロスボーダー案件（現地進出・M&A、コンプライアンス、紛争等）を専門とする。西村あさひ法律事務所シンガポールオフィス代表等を経て、2018年AsiaWise法律事務所を設立。

佐藤 賢紀
（さとう よしのり）
AsiaWise法律事務所、日本法弁護士(Wadhwa Law Office 出向中)

中小企業から上場企業まで様々なコーポレート案件や裁判等を中心に8年間経験を積み、2019年1月よりAsiaWise 法律事務所に加入。同年より駐在を開始し、現地での紛争・トラブル案件に現地チームとともに対応している。日本法の弁護士経験を活かしながら、法制度の違い等による日系クライアントの不安を取り除き、スムーズな事案解決に注力している。

渡邊 満久
（わたなべ みつひさ）
AsiaWise法律事務所、日本法弁護士　Data Practice Leader

弁護士登録後、企業を当事者とする紛争解決、M&A等を強みとする国内法律事務所及び外資系法律事務所にて勤務。訴訟・仮差押え・仮処分等の裁判業務、企業間交渉の豊富な経験を有する。
一方で、近時は、データを利用したビジネス・プロジェクト組成、AI利用に係る法的問題点の解決、クロスボーダーでのデータ利活用等についての課題解決に取り組む。

奥　啓徳
（おく よしのり）
AsiaWise Cross Border Consulting Singapore所属
Chair of IP Practice
AsiaWise Group共同創業者

2000年松下電器産業(株)（現・パナソニック(株)）知財部に入社後、液晶TV、移動通信システム、半導体などの分野において特許権利取得業務に従事。2006年には同社のライセンス部門に異動し、自ら権利化を担当した特許権を用いてライセンス交渉に参画。パナソニック退職後、2013年より、インドを軸にASEAN各国を飛び回り、2018年1月、AsiaWise Group創業。

田中 陽介
（たなか ようすけ）
AsiaWise Cross Border Consulting Singapore所属（Wadhwa Law Office 出向中）

2006年外資系家電メーカー知財部に入社後、半導体、医療機器、移動通信システム、ディスプレイなどの分野において特許権利化業務に従事。退職後、2010年よりシンガポールへ。シンガポール国立大学にて知的財産コースを修了し、現地の特許事務所にて機械、電気、情報通信技術分野の明細書作成、権利化、調査業務に従事。2019年5月、AsiaWiseに加入。

© AsiaWise